



8.廃棄物/リサイクル対応

Q8-1：ロックウール廃棄物は廃棄物の処理及び清掃に関する法律によると、どの区分に該当しますか？

A： ロックウール廃棄物は「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」に該当します。

Q8-2：廃棄物として発生したロックウールは、どのように処理したらよいですか？

A： 廃棄物として発生したロックウールは、産業廃棄物として適切に処理することが必要です。

処理方法としては、主に中間処理や最終処分（埋立て）などがありますが、都道府県知事の許可を受けた廃棄物処理業者に委託し、不法投棄などないように処理することが必要です。

なお、リサイクルする場合は Q24 をご参照ください。

Q8-3：ロックウールを土壌に埋め立てた場合、重金属等が溶出してきませんか？

A： ロックウールは、化学的に処理しない限り、安定な物質です。

土壌に埋め立てた場合でも重金属等の溶出はありません。

参考にロックウール工業会で、公的機関に分析を依頼した結果を下記に示します。

	鉛 および その化合物	カドミウム および その化合物	ひ素 および その化合物	6価クロム および その化合物	水銀 および その化合物
吹付け ロックウール (mg/リットル)*1	0.01未満	0.005未満	0.01未満	0.15	0.0005未満
ロックウール 原綿 (mg/リットル)	0.02	0.005未満	0.01未満	0.02	0.0005未満
判定基準 (mg/リットル)*2	0.3以下	0.3以下	0.3以下	1.5以下	0.005以下

*1 吹付けロックウールは、ロックウール原綿6割で、セメントが4割の配合のものです。

*2 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令(第一条:産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準)



Q8-4：ロックウール廃棄物のリサイクルを依頼したいのですが、どのようにすればよいのですか？

A：リサイクルを依頼する場合、依頼する方々(企業)が排出事業者となり、「中間処理業者」か、「広域認定」を受けている企業に依頼することが必要です。この場合、主に以下のようなことが必要となります。
 なお、詳細については許可又は認定を受けている企業にお問い合わせください。

(1) 中間処理業者に依頼する場合
<ul style="list-style-type: none"> ※ 産業廃棄物の扱い品目として“ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず”の許可を持っている業者(企業)に依頼することが必要です。 ※ 廃棄物の輸送についても産業廃棄物収集運搬業者(産業廃棄物の扱い品目として「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」の許可を持っている専門業者)に依頼することが必要で、更に、搬出・搬入対象のそれぞれの行政に対して、輸送業の許可申請が行ってある専門業者を使う必要があります。 ※ 処理(処分と輸送)に関する委託契約を取り交わすことが必要です。 ※ ロックウール廃棄物を処理する際、マニフェスト伝票を発行する必要があります。 ※ 処理業者の工場所在地(廃材搬入場所)が県外であった場合、搬入場所を管轄する行政に対して廃棄物搬入についての事前届出又は事前協議を行う必要があります。

(2) 認定を受けている企業に依頼する場合
<ul style="list-style-type: none"> ※ 認定を受けている企業と処理に関する契約(基本契約)を結ぶ必要があります。 ※ 原則としてリサイクルを依頼する企業の製造した製品しか扱えません。

このシステムでは、会員各社の再生利用工場に搬入された廃棄物は、原料として再生利用(マテリアルリサイクル)することが義務付けられており、良好なリサイクル作業を推進するためには、

作業現場において、リサイクルできる物とできない物に分別することが重要なポイントとなります。外被の付着している製品は原則としてはがし、ロックウールと分別することが必要です。分別された外被は、それぞれの該当廃棄物区分にしたがって適切に処分することになります。

下記にその一例を示しますのでご参考になしてください。

(例)

製品構成	産業廃棄物分類
ロックウール	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
メタルラス、亀甲金網	金属くず
ポリエチレンフィルム	廃プラスチック類
ガラスクロス	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず



なお、実施に際してのリサイクル条件等については、会員各社にお問い合わせください。

会社名	取得番号	取得年月日
ニチアス(株)	認定 第 63 号	2005(H17).04.20
大建工業(株)	認定 第 94 号	2006(H18).06.29
太平洋マテリアル(株)	認定 第 108 号	2007(H19).05.14
JFE ロックファイバー(株)	認定 第 180 号	2010(H22).01.08